

# 市民委員会資料①

## 1 平成25年第4回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第147号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料1 新旧対照表

参考資料2 指定申出法人の概要について

市民・こども局

(平成25年11月26日)



川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例

新旧対照表

改正後	改正前
<p>川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第53号</p>	<p>川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第53号</p>
<p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成25年6月26日条例第20号</p>	<p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成25年6月26日条例第20号</p>
<p>川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例</p> <p>川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第2項の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の名称及び主たる事務所の所在地は、別表のとおりとする。</p>	<p>川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例</p> <p>川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第2項の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の名称及び主たる事務所の所在地は、別表のとおりとする。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（川崎市市税条例の適用）</p> <p>2 別表1の項及び2の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金については、川崎市市税条例第23条の5第2項の規定は、平成24年1月1日から適用する。</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（川崎市市税条例の適用）</p> <p>2 別表1の項及び2の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金については、川崎市市税条例第23条の5第2項の規定は、平成24年1月1日から適用する。</p>
<p style="text-align: center;">附 則（平成25年6月26日条例第20号）</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p>	<p style="text-align: center;">附 則（平成25年6月26日条例第20号）</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（川崎市市税条例の適用）</p> <p>2 改正後の条例別表3の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金については、川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第2項の規定は、平成25年1月1日から適用する。</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（川崎市市税条例の適用）</p> <p>2 改正後の条例別表3の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金については、川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第2項の規程は、平成25年1月1日から適用する。</p>

附 則 (平成25年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(川崎市市税条例の適用)

2 改正後の条例別表 4 の項及び 5 の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金については、川崎市市税条例 (昭和25年川崎市条例第26号) 第23条の 5 第 2 項の規程は、平成25年 1 月 1 日から適用する。

別表

	名称	主たる事務所の所在地
1	特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド	横浜市中区新港 2 丁目 2 番 1 号 横浜ワールドポーターズ 6 階 N PO スクエア
2	特定非営利活動法人キーパーソン 21	川崎市中原区新丸子東 2 丁目 907 番地—304
3	特定非営利活動法人スマイルオブキッズ	横浜市南区六ツ川 4 丁目 1, 124 番 地 2
4	特定非営利活動法人秋桜舎	川崎市多摩区三田 2 丁目 5 番地 3
5	特定非営利活動法人ぐらすかわさき	川崎市多摩区登戸 2, 258 番地

別表

	名称	主たる事務所の所在地
1	特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド	横浜市中区新港 2 丁目 2 番 1 号 横浜ワールドポーターズ 6 階 N PO スクエア
2	特定非営利活動法人キーパーソン 21	川崎市中原区新丸子東 2 丁目 907 番地—304
3	特定非営利活動法人スマイルオブキッズ	横浜市南区六ツ川 4 丁目 1, 124 番 地 2

指定申出法人の概要について

特定非営利活動法人秋桜舎

代表者氏名	渡辺 ひろみ
主たる事務所の所在地	川崎市多摩区三田 2 丁目 5 番地 3
設立登記年月日	平成 1 1 年 1 0 月 1 2 日
認証年月日	平成 1 1 年 1 0 月 6 日
定款に記載された目的	この法人は、川崎市多摩区、宮前区及びその周辺に在住する高齢者及び中高年の中途障害者に対して、その介護に関する事業を行う。あわせて子育て中の保護者に対し、保育事業を行うことで子育て支援を行うと同時に、地域がより住みよいまちとなるよう、まちづくりに関する事業を実施し、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 子どもの健全育成を図る活動

特定非営利活動法人ぐらすかわさき

代表者氏名	川口 洋一
主たる事務所の所在地	川崎市多摩区登戸 2, 2 5 8 番地
設立登記年月日	平成 1 3 年 6 月 2 2 日
認証年月日	平成 1 3 年 6 月 1 3 日
定款に記載された目的	この法人は、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるために、地域の人々が日々の暮らしの中で気がついた問題を持ち寄り、語り合い、経験や情報を共有する場をつくることを目的とする。また市民が有用な情報を入手し、読み解く力をつけ、自らが問題解決の手法を獲得し、主体的に問題を解決していくことをめざし、その活動を応援する。
特定非営利活動の種類	(1) まちづくりの推進を図る活動 (2) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動